

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ププリコ

三 代表者の氏名

須 藤 一 雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市つじ野一番五・一〇六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、少子・高齢化社会にあつて、ともすれば社会経済的な弱者としての生活を余儀なくされる可能性のある高齢者や次代を担うべき幼児、児童及び生徒との交流活動を推進し、感動することや思いやりの心をもつことの重要性を理解させることによって、社会に対する信頼と希望を持つことができるよう支援し、もつて、地域や家庭及び社会全体の利益に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、少子・高齢化社会にあつて、高齢者と次代を担うべき幼児及び児童との交流活動の推進と幼児及び児童の生活習慣、社会のルール、環境問題を取り入れた「知識・思考力強化」に取り組むとともに、指導者の育成を図る。また、障害児が健康を維持し、日常生活における基本的動作及び知識・技能を習得し、集団生活への適応支援を受けられる「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び放課後等デイサービス事業」を行い、もつて、障害児と地域社会

全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。